

第二次エコダイラ・オフィス計画



平成22年3月

小平市

目次

1	背景	1
2	目的	1
3	対象範囲	2
4	対象期間	2
5	位置づけ	2
6	目標	2
7	取組内容	4
	(1) 省エネルギーの推進	4
	(2) 新エネルギーの利用の推進	4
	(3) 環境に配慮した公共施設の整備	5
	(4) 環境に配慮した自動車の利用	5
	(5) 廃棄物の減量	5
	(6) グリーン調達の推進	6
	(7) 環境に配慮する意識の高い職員の養成	6
8	具体的取組事例	7
9	計画の推進体制及び進行管理	12
	(1) 推進体制	12
	(2) 公表・報告	13
	(3) 計画の見直し	13
	資料	15
1	環境行動チェックシート	16
2	温室効果ガス排出量	17
3	公共施設ごみ・資源排出量	18
4	エコドライブの推進	19
5	グリーン調達指針	20
6	検討委員会経過	23
7	検討部会経過	23
8	検討委員会・検討部会名簿	23

1 背景

平成9年の地球温暖化防止京都会議（COP3）において、京都議定書^①が採択され、温室効果ガス^②の総排出量を、1990年（平成2年）を基準年として、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の5年間で6%削減する目標が掲げられた。市においては、市職員が自ら実施する事務事業に伴う環境への負荷を低減するために、率先して実行することにより、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全施策の推進を図るため、平成14年度に環境率先行動計画と地球温暖化防止計画の二つの性格を併せ持つものとして、エコダイラ・オフィス^③計画を策定し、環境に配慮した行動を6項目に分類し、目標を設定し、具体的な取組内容を定め、目標達成のために取組んできた。

エコダイラ・オフィス計画では、温室効果ガスについて、平成12年度を基準年度とし、平成21年度までに6%削減することを主な目標として掲げ取組んできたが、新しい施設の開設や、事務事業の拡大、気象状況の変化等により、平成20年度実施状況では、0.6%の増となっている。

しかし、施設を個別に見ていくと、建設事業所の63.4%の減をはじめ、庁舎で17.6%の減、中央公民館で11.5%の減等と目標を達成できた施設もあり、施設の大型化等の各施設の状況を勘案しなければならないが、施設によって結果に差異が見られた。

また、市では、各種関係法令の整備や社会的問題、資源化技術の向上などの変化に対応するため、平成20年3月に、小平市ごみ処理基本計画（改訂）（以下「ごみ処理基本計画（改訂）」という。）を策定し、さらに、小平市全体のエネルギー消費量の削減目標を達成するための実効性のある具体的な施策及び省エネルギーの推進、新エネルギーの導入に取り組むための体制の構築を図るため、平成21年2月に、小平市地域エネルギービジョン（以下「エネルギービジョン」という。）を策定した。

ごみ処理基本計画（改訂）やエネルギービジョンにおいて、市内の大規模事業者として、自ら率先して、廃棄物の減量、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減や環境負荷の低減に積極的に取り組む姿勢を示すために、これまでのエコダイラ・オフィス計画での取組みを踏まえ、新たに計画を策定する。

2 目的

- (1) 市は自ら率先して環境負荷の低減に努める（小平市環境基本条例第4条第2項）。
- (2) 市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し、温室効果ガスの削減に向けて行動する（地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項）。

^① 地球温暖化防止のため、先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定し、国際的に協調して目標を達成する為の仕組みを取り決めた議定書。各国の目標は、日本がマイナス6%、米国がマイナス7%、EU（欧州連合）がマイナス8%となっており、先進国全体で少なくとも5%削減を目指している。

^② 太陽エネルギーによって暖められた地表面から放射される赤外線の一部を吸収し、再び放射することで、地表面の温度や気温を保つ効果を持つ気体である。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類とされている。

^③ エコダイラとは、エコロジーと小平市を融合した造語。オフィスは、市の施設全てを含む。

3 対象範囲

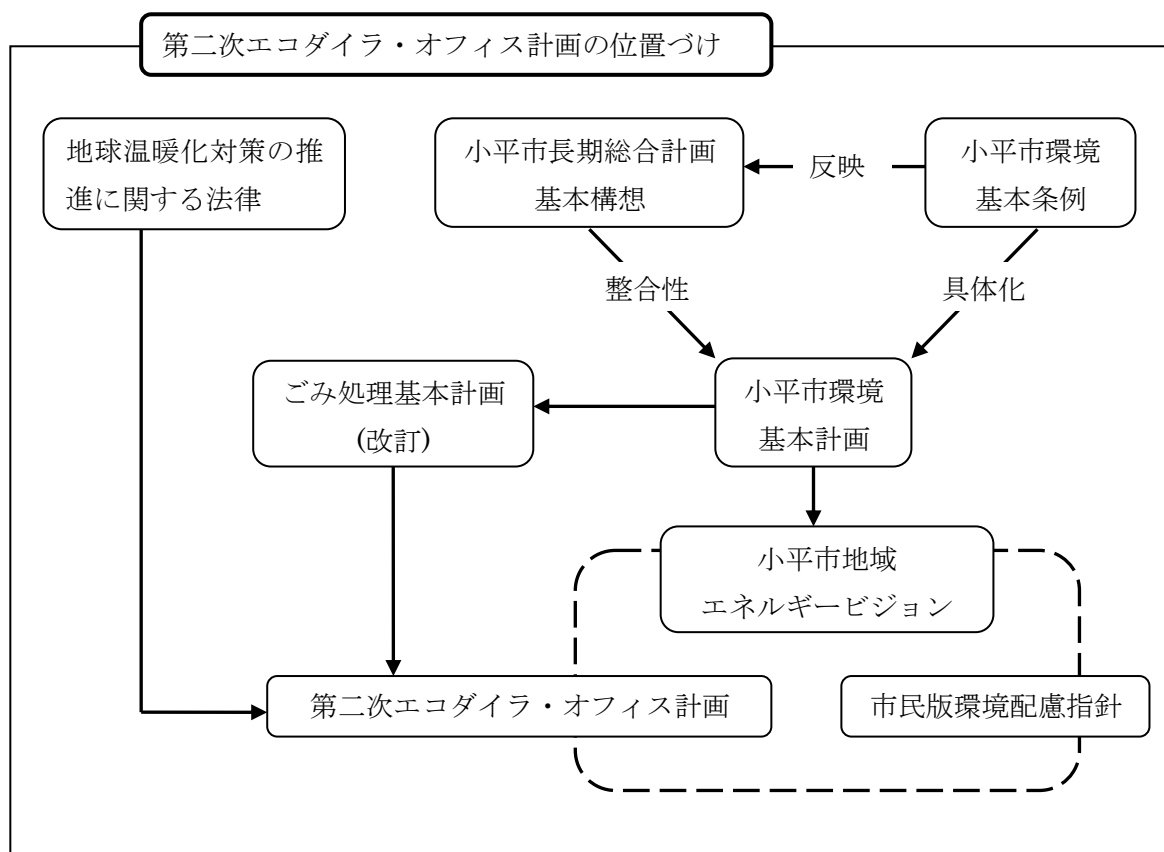
市が行うすべての事務・事業（外部施設を含む。）とする。

4 対象期間

平成22年度（2010年度）から平成32年度（2020年度）までの11か年とし、中間目標年度は、京都議定書の第一約束期間の最終年度であり、エネルギービジョンの中間目標年度である平成24年度（2012年度）とし、最終目標年度を平成32年度（2020年度）とする。なお、環境や社会情勢の変化、計画の実施・進捗状況等を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

5 位置づけ

小平市環境基本条例や小平市環境基本計画を踏まえたエネルギービジョン及びごみ処理基本計画（改訂）を具体化した市内の事業者として規範となるような取組を行う。



6 目標

- (1) 地球環境保全のため、全職員が環境への影響を自覚し、環境負荷の低減に向けた目標の達成に積極的に取り組む。
- (2) 市が行う事務・事業におけるエネルギーの消費に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスについて、エネルギービジョンにあわせ、基準年度を平成17年度とし、施設毎に中間目標年度、最終目標年度の削減目標を設定し、きめ細やかに施設単位で取り組む。

この計画により二酸化炭素排出量を中間目標年度までに事務・事業全体で6%削減し、最終目標年度までに25%削減を目指す。

〔施設等削減目標一覧〕

各施設における環境に配慮した空調設備等の運用や一部の施設への太陽光発電システムの導入による取組により、中間目標年度までは、二酸化炭素排出量の6%の削減を目指し、最終目標年度には、これらの取組に加え、より高効率な設備に更新することで、全体として、25%の削減を目指す。

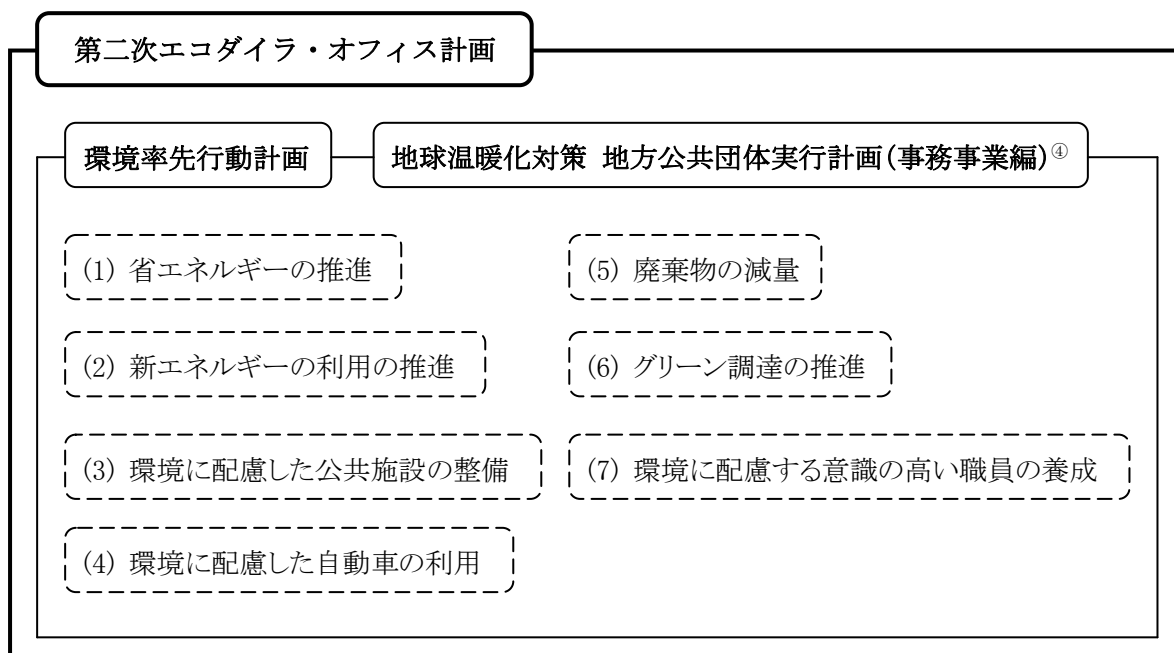
施設名称等	平成17年度 (基準年度)	平成24年度 (中間目標)	対17年度 増減率	平成32年度 (最終目標)	対17年度 増減率
	kgCO ₂	kgCO ₂	%	kgCO ₂	%
庁舎	690,510	599,836	-13.1	6,161,756	-25
地域センター	338,183	336,412	-0.5		
小平元気村おがわ東	76,319	86,596	13.5		
市民文化会館	960,089	902,483	-6.0		
保育園	317,623	308,092	-3.0		
健康福祉事務センター	56,736	50,886	-10.3		
福社会館	187,186	242,200	29.4		
健康センター	89,445	80,296	-10.2		
公共下水道管理センター	92,522	83,270	-10.0		
小学校	2,133,280	1,930,772	-9.5		
中学校	610,419	584,214	-4.3		
学校給食センター	385,465	367,120	-4.8		
市民総合体育館	595,834	548,167	-8.0		
公民館	295,123	265,244	-10.1		
図書館	600,837	569,384	-5.2		
その他施設※	609,788	647,135	6.1		
ガソリン	176,914	123,840	-30.0		
軽油	11,043	7,730	-30.0		
合計	8,227,316	7,733,677	-6.0		

※ 学童クラブ、ほのぼの館、さわやか館、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、リサイクルセンター、清掃事務所、建設事業所、自転車駐車場、公園、平櫛田中彫刻美術館、小平ふるさと村、鈴木遺跡資料館、花小金井武道館、グラウンド、市民プール、テニスコート、八ヶ岳山荘

注：小平元気村おがわ東、福社会館、その他施設は、基準年度である平成17年度に耐震補強工事等により空調設備等の稼働が少なかったことや新規開設等した施設により増加したものの。

7 取組内容

これまでの計画では、環境に配慮した行動を6項目に分類していたが、地球温暖化対策が喫緊の課題であることから、新エネルギーの推進を新たな取組項目に追加し、7項目の分類につき、これまでの様々な取組を踏まえ、具体的取組内容を例示し、施設毎に目標を定め実行する。



(1) 省エネルギーの推進

電気使用量や、燃料使用量等の削減によるエネルギー使用量の抑制は、そのまま温室効果ガスの排出量の抑制につながる。また、水の有効利用を図ることで、供給時や浄水処理、排水処理における下水処理施設等におけるエネルギーの使用量が削減できる。水道使用量は、平成20年度実施状況では、現行計画の基準年度である平成12年度比で、45,831 m^3 、11.1%の削減が図られた。

これまでの取組を踏まえ、引き続き省エネルギーの推進を図り、太陽光発電等の新エネルギーの利用の推進や環境に配慮した公共施設の整備により、二酸化炭素の排出量を、第二次エコダイラ・オフィス計画の基準年度である平成17年度比で、中間目標年度までに6%、最終目標年度までに25%削減することを目標とする。

また、水道使用量については、これまでの取組を踏まえ、中間目標年度までに361,000 m^3 まで削減し、最終年度まで維持することとする。

(2) 新エネルギーの利用の推進

太陽光発電や、太陽熱利用等の新エネルギーの利用を促進することにより、エネルギー消費量を削減し、温室効果ガスの排出量削減が図られる。エネルギー消費量を抑制するだけでなく、小平市の特性を生かした環境に負荷を与えないエネルギーを利用することで、必要なエネルギー量の補完を目指す。

④ 平成20年6月の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、地球温暖化防止計画から変更された。

(3) 環境に配慮した公共施設の整備

「環境基本法」の基本理念に則り、公共施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクル^⑤を通じ、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル^⑥、省エネルギー・省資源、周辺環境保全に配慮し、環境負荷を低減させる。

また、平成17年3月に制定された「官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）」や平成20年に東京都が制定した「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等、国や東京都が定めた方針、基準に則って公共施設の整備を行う。

(4) 環境に配慮した自動車の利用

自動車の利用により、二酸化炭素、窒素酸化物、粒子状物質等が排出され、大気汚染や地球温暖化の原因とされている。

平成20年度実施状況では、現行計画の基準年度である平成12年度比で、ガソリンの使用量は7.2%、軽油は71.1%の減となり、目標を達成することができた。

また、低公害車の割合については、庁用車の老朽具合、財政状況を勘案したことで買換えを控えたことから目標を達成することはできなかった。

現在、販売されている新車の自動車は、低公害車とされていることから、今後は、すべての庁用車が低公害車となるため、庁用車の購入時は、ハイブリッド車や電気自動車のような、より環境負荷の少ない低公害車を選定する。また、アイドリング^⑦・ストップ装置の設置拡大や、エコドライブの実施の徹底等のソフト面における排出ガスの発生抑制の強化を図る。

自動車の使用に伴い排出される二酸化炭素排出量について、第二次エコダイラ・オフィス計画の基準年度である平成17年度比で、中間目標年度までに30%、最終目標年度までに50%減を目指す。

(5) 廃棄物の減量

廃棄物の減量は、廃棄物の発生に伴い生ずる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減につながる。廃棄物の減量は、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変革を図る上で最も基本的な取組である。

平成20年度実施状況では、現行計画の基準年度である平成13年度比で、廃棄物の排出量について17.4%の削減と目標が達成できたものの、資源化率については、庁舎で59.9%、その他施設で27.9%と目標を達成することはできなかった。主な原因としては、ペットボトル等の不燃性資源ごみの販売業者により回収を実施したことで、資源化できるごみが相対的に減少したことによる。

また、用紙購入量については、行政需要の拡大等の要因により、1,385万枚、89.1%の増となり、計画目標を大幅に上回る結果となった。これまでの各種取組にもかかわらず、平成17年度から20年度の4か年平均で毎年1千300万枚購入しており、実績や、

^⑤ 製品及びサービスにおいて資源採取から最終処分されるまでの一連の過程。

^⑥ 環境負荷低減に配慮した材料やリサイクルが容易な材料。

^⑦ 自動車等のエンジンを、負荷をかけずに低速回転している状態。都市部では、アイドリング時間は車にのっている時間の半分を占める場合もある。

地方分権等に伴う行政需要の拡大等を勘案すると用紙購入量の削減は困難な状況にある。

平成20年3月に策定されたごみ処理基本計画（改訂）に基づき、廃棄物を削減するため、「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」に努める。

目標は、これまでの結果の良かった年度を参考とし、第二次エコダイラ・オフィス計画の基準年度である平成17年度比で、中間目標年度までに、廃棄物の排出量は、1%の減、資源化率は35%とし、用紙購入量は、1千4百万枚とし、それぞれ最終年度まで維持するものとする。

(6) グリーン調達推進（環境に配慮した製品の利用促進）

限りある資源を有効に活用することは、森林資源の保全、廃棄物削減、製造時におけるエネルギー削減など、地球環境保全のための重要な取組である。

市は、消費者、事業者として、物品を購入するとき、使うとき、捨てるときなど常に環境への負荷の低減に努めるため、グリーン調達指針を定めており、環境に配慮した物品の調達を推進している。

これまでの取組により、例えば、用品指定品目における環境対応用品の比率は、平成13年度に環境対応率が45%であったものが、平成20年度には64.8%まで達しており、残る用品については、金属製品等の性質上技術的に環境対応が難しい商品となっている。

今後も引き続き、グリーン調達指針に従い、環境に配慮した物品の調達を行う。

(7) 環境に配慮する意識の高い職員の養成

平成14年度から職員向けの環境啓発研修を実施し、意識の向上を図ってきた。

しかし、職員の意識調査において、エコダイラ・オフィス計画の目的や、具体的行動等が職員に浸透してきているものの、目立った意識の向上は見られず、さらなる意識の向上が必要である。また、部局、施設間においても差が見られた。

アイドリング・ストップ装置、プルスイッチ付省電力型照明器具や分別箱を設置しても実践するのは職員であることから、環境に配慮した取組を意識付けしなければならない。引き続き、意識の向上を図るために、研修や環境情報の提供などを今後も実施する。

8 具体的取組事例

二酸化炭素の排出を削減する等の目標を達成するためには、職員が一人ひとり率先して環境に配慮した取組をしなければならない。環境に配慮した取組の7項目の分類に沿って具体的な取組事例を次に示す。

(1) 省エネルギーの推進

取組事例
昼休み、離席時には消灯を徹底する。
残業時は、照明の点灯は必要最小限度にする。
トイレ・給湯室等の照明は退室時に消灯する。
電気給湯器稼働時間を短縮する。
階段の利用を促進する。
冷暖房温度設定を適正化する。(夏28℃、冬19℃)
定時での一斉消灯を実施する。
蛍光灯本数、点灯個所を削減する。
省電力型照明器具へ更新する。
人感センサーにより照明を点灯する。
敷地内照明(街灯の点灯等)を削減(時間短縮、間引き点灯)する。
エレベーターの稼働台数制限、稼働時間を短縮する。
省エネ型機器(電気製品等)の選定、更新を行う。
節電・待機モードへの切り替えを徹底する。
熱源機器の適正な運転管理を行う。
ブラインドを活用する。
クールビズ ^⑧ 、ウォームビズ ^⑨ 等気温に適した服装とする。
定時退庁日を徹底する。(ノー残業デー、クールアース・デー ^⑩ や残業以外の居残りの禁止)
省エネ型の自動販売機への入替や設置台数を見直す。
電気ポット、コーヒーメーカーなどの加熱器は、原則、使用しない。
エネルギー使用量の把握及び管理を行う。
節水フラッシュバルブの取付けや水量調節によりトイレ洗浄水を節約する。
節水コマを取付ける。
自動水洗(自動センサー付蛇口)を設置し、電源にマイクロ発電を活用する。
感知式自動洗浄装置をトイレに設置する。
水漏れ点検を徹底する。

^⑧ 地球温暖化防止対策として、冷房時の室温を28度にしても快適に仕事ができるビジネススタイル。平成17年に環境省が行った公募の結果、愛称をクールビズとした。

^⑨ 地球温暖化の防止対策として、暖房に必要なエネルギー使用量を削減するため、暖房時の室温を20℃(官公庁等は19℃)とするもの。愛称をウォームビズとしている。

^⑩ 主要国首脳会議が平成21年7月7日の七夕の日に開催されたことに基づき、地球環境の大切さを再確認し、低炭素社会への歩みを実感するとともに、家庭や職場における取組を推進するための日としたもの。

庁用車の洗車及び散水には雨水を利用する。
トイレに擬音装置を採用する。
節水型機器（洗濯機等）を導入する。
水使用量の把握及び管理を行う。
庁用車の洗車方法の見直しを行う。（回数、バケツ利用等）

(2) 新エネルギーの利用の推進

取組事例
太陽光発電等自然エネルギーや未利用エネルギーの導入を推進する。
コージェネレーションシステム ^⑩ 等エネルギー高効率利用が図れる設備の導入、改修を検討する。

(3) 環境に配慮した公共施設の整備

取組事例
建設廃棄物の分別、再資源化を推進する。
建築物の修繕や解体においては、フロン ^⑪ や代替フロン、アスベスト等の適正回収・処理に努める。
森林資源の保全のため、型枠工事における新工法、新材料の採用を推進する。
アスファルト・コンクリート塊、建設発生土など建設副産物の発生抑制及び再利用化を図る。
建設資材選定の際は、有害化学物質の排除を図る。
新規に施設設置する際には、可能な限り緑化を図る。
緑のカーテンの設置等、屋上・ベランダ・壁面等の緑化を推進する。
省エネルギー型の機器への改修などにより、省エネルギー、温室効果ガス排出抑制を推進する。
「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、エネルギーの使用の合理化に努める。
雨水の地下浸透等、水循環の再生を推進する。
雨水を施設のトイレの洗浄水等に利用する。

(4) 環境に配慮した自動車の利用

取組事例
自転車を優先的に利用する。
ノーカーデーを徹底する。
公共交通機関を優先的に利用する。
相乗りを励行する。

^⑩ 発電によって発生する排熱を給湯や冷暖房に利用する熱電併給システム。

^⑪ フッ素と炭素等からなる化合物で、冷媒等として使用され、オゾン層破壊物質であり、強力な温室効果ガスであることから全廃へ向けた取組が各国でなされている。また、代替フロンは、フロンの代替物質として使用され、オゾン層破壊効果はないが、強力な温室効果ガスであることから、京都議定書において削減の対象となっている。

エコドライブを実践する。
走行量、使用量の把握・管理を行う。
低公害車を優先的に利用する。
庁用車台数の見直し、削減をする。
庁用車使用台数を制限する。
庁用車を新たに購入または借り上げする場合には、低公害車を導入する。
庁用車の入替は、排気量、積載量など必要最小限とし、環境負荷の少ない車を選択する。

(5) 廃棄物の減量

取組事例
使用可能な備品類等は、「リユースシステム」を活用し、他課での再使用を図る。
購入した物品の長期使用に心がける。
不要品を廃棄する前に、他の活用方法等を検討する。
業者等が配布するチラシ等は、必要のないものは受け取らない。また、受け取ったものは持ちかえる。
持ち込んだ新聞、雑誌類は持ち帰る。
生ごみは、しっかりと水気を切ってから出す。
使い捨て容器を使用している弁当などの飲食品の購入を避ける。
梱包用段ボール箱等は、納品業者に持ち帰りを依頼する。又は通い箱システムを導入する。
マイ箸、マイバッグ運動を推進する。
可能な限り施設利用者にごみの持ち帰りを呼びかける。
分別回収ボックスを事務室内に適切に配置し、個人ごみ箱を減らす。
びん、缶、ペットボトル、古紙のリサイクル回収を徹底する。
紙製及びプラスチック製容器包装のリサイクルを推進する。
食品廃棄物の分別、堆肥化を推進する。
コピー機、プリンター等のトナーカートリッジのリサイクルを進める。
剪定枝葉や落ち葉を堆肥化し、有効活用する。
残飯を減量化する献立メニューを検討する。
使用済み用紙の裏面の再利用や、両面コピー、両面印刷の徹底と、縮小機能の活用に努める。
庁内資料等は、決裁文書を除き、使用済み用紙（ミスプリント等）の裏面を活用する。
コピー機やプリンターの周辺にミスプリントの回収箱を設置する。
会議資料のワンペーパー化（1案件1枚化）に努める。
庁内に配布する印刷物等は、電子掲示板やメールを活用し、印刷量の削減に努める。
文書は可能な限り回覧または掲示する。
資料、印刷物等を作成するときは、ページ数や部数を必要最小限とする。
印刷物は配布残数を把握し、次回の印刷物作成時には残数分を減らす。
文書は私物化せず、ファイリングにより共有化する。

ミスプリントをなくすため、コピー機は使用后必ずリセット等をする。
パンフレット、ポスター、チラシ類の有効活用を図る。
余分な印刷物は、発送先の負担で送り返す。

(6) グリーン調達の推進（環境に配慮した製品の利用促進）

【購入の前に】

取組事例
代替手段があるかどうか検討する。
必要なものを必要数だけ購入するよう計画する。
常時使用しないものは、他課などから借用できないか検討する。
「リユースシステム」で、必要な備品が登録されていないか確認する。

【購入するときに】

修理や部品交換が簡単で、長く使えるものを選ぶ。
詰め替えや補充・交換可能なものを選ぶ。
省資源・省エネルギーなど環境への影響が少ないものを選ぶ。
再生品及び再利用できるものを選ぶ。
使用后、リサイクル可能なものを選ぶ。
捨てるときに処理や処分が簡単なものを選ぶ。
過剰包装をしていない製品を選ぶ。
作るときに環境への負荷が少なく、人の健康を損なわないものを選ぶ。
「環境に配慮した物品調達ガイド」を参考に、環境への負荷の少ない製品を選ぶ。
「グリーン調達指針」の印刷物用紙の選定基準に従い、可能な限り古紙配合率を高くする等環境に配慮する。
再生紙マークや古紙配合率、白色度 ^⑮ 等を印刷物に明記する。

【使用するときに】

常時使用しないものは、係ではなく部や課で管理する。

【不要になったとき】

不要になった物品は、廃棄する前に他の活用方法を検討する。
再使用可能な備品については、「リユースシステム」に登録する。
処分するとき、リサイクル可能なものについては、きちんと分別する。
フロンや代替フロンを使用しているエアコンや冷蔵庫などを廃棄するときは、適正に処理する。

(7) 環境に配慮する意識の高い職員の養成

取組事例
環境に関する研修を実施するとともに、体系化を検討する。

^⑮ パルプや紙の白さを表す度合い。数字が高いほど白いことを示す。白色度を上げるためには多くの化学物質やエネルギーを消費することや上級古紙を原料にしなければならないことから環境負荷が増大することになる。

コンピュータネットワークとグループウェアを活用し、エコオフィスの取組事例や環境に関する情報等の提供、啓発を行う。

一斉清掃の分別立会いを通じて分別の徹底化を図る。

施設管理者を対象に、省エネルギーのための研修会を行う。

電気、ガス、水道の使用量・料金削減方法等に関する調査を行うとともに、施設管理者を対象に情報提供、啓発を行う。

9 計画の推進体制及び進行管理

第二次エコダイラ・オフィス計画の実効性を確保し、効果的に推進するために、環境部を担当する副市長を推進本部長とした「小平市環境施策推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、推進本部を中心とした推進体制を定める。

(1) 推進体制

部長以下職員は、推進本部の指示に従い、各施設における取組を積極的に推進する。

[推進本部]

- ① 第二次エコダイラ・オフィス計画を全職員に周知する。
- ② 計画の進捗状況を点検・評価する。
- ③ 計画の進捗状況、点検・評価結果を環境配慮行動評価書にまとめ、市長に報告する。
- ④ 環境配慮行動評価書の内容等を市報、環境審議会等で公表する。
- ⑤ 市長からの改善指示を受け、計画の見直しを行う。

[実行体制]

① 市長

推進本部から、環境配慮行動評価書を受ける。

環境行動評価書、市民からの意見等により、必要に応じて計画の見直し等を指示する。

② 推進本部

部長から各部の取組状況の報告を受ける。

取組状況が思わしくない部課に、改善指示を行う。

取組状況を点検・評価した環境配慮行動評価書を作成し、市長に報告する。

③ 部長

課長から取組状況の報告を受ける。

部内の取組状況をまとめ、推進本部に報告する。

取組状況が思わしくない場合や推進本部からの改善指示により、課長に改善指示を行う。

④ 課長

環境行動チェックシート等の課内の取組状況をまとめ、部長に報告する。

取組状況が思わしくない場合や部長からの改善指示により、環境配慮行動の改善策を立てる。

改善策を職員に周知徹底する。

(2) 公表・報告

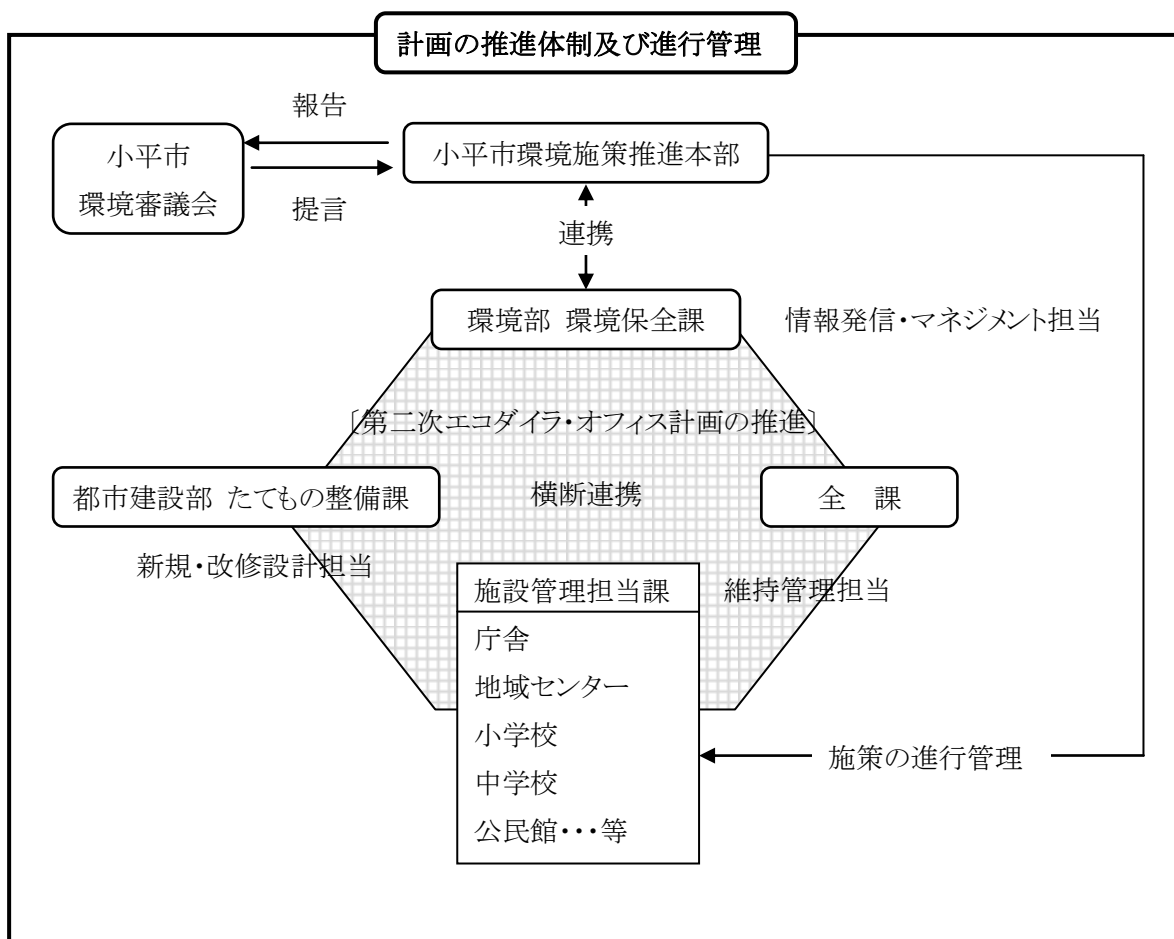
計画の取組・進捗状況を公表し、小平市環境審議会へ報告するとともに市民意見の聴取を行う。

- ① 小平市環境審議会は、環境配慮行動評価書により計画が適切に実行されているかを検証し、市長に意見、要望を述べる。
- ② 推進本部は、計画の進捗状況、点検・評価結果等を市報、市ホームページ等で公表する。
- ③ 市民は、計画の進捗状況、点検・評価結果等について、市長に意見を述べるができる。

(3) 計画の見直し

市長は、推進本部からの報告、市民からの意見、法改正や技術的進歩といった社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、改善を推進本部に指示する。

推進本部は、市長からの改善指示を受け、次年度以降の計画や取組内容についての見直しを行う。



資 料

1 環境行動チェックシート

(A: 毎回している、B: 大体している、C: あまりしていない、D: 全くしていない)

行 動 項 目	行 動 達 成 度			
	A	B	C	D
1 省エネルギーの推進	件	件	件	件
(1) 離席時に消灯している。				
(2) 残業時における事務室の照明範囲は必要最小限としている。				
(3) 上2階下3階までの移動は階段を利用している。				
(4) 冷房運転時にブラインドを活用している。				
(5) 昼休み時間や長時間離席する時は、パソコンの電源を切っている。				
2 環境に配慮した自動車利用	件	件	件	件
(1) 市内の移動は、できるかぎり自転車を利用している。				
(2) 公共交通機関での移動が可能な場合は、庁用車を利用していない。				
(3) エコドライブを実践している。				
(5) 乗らないデーは、車の利用を控えている。				
3 廃棄物の発生抑制	件	件	件	件
(1) 売店等で買い物をする際はマイバッグ等を持参し、レジ袋はもらわない。				
(2) ペットボトル等は、指定された資源回収ボックスや購入した売店に返却している。				
(3) 可燃ごみ(生ごみ)、不燃ごみに分別し、空き容器を業者に回収させている。				
(4) ごみの削減化のため、マイ箸を持参している。				
(5) 自ら持ち込んだ新聞・雑誌類は、持ち帰っている。				
4 紙使用量の削減	件	件	件	件
(1) 決裁文書を除き裏面再利用スタンプを押した裏面再利用紙を使用している。				
(2) 文書等の廃棄の際は、裏面再利用が可能である紙は有効に活用している。				
(3) 会議等の資料等は、必要最小部数を印刷するなど余りを出さないよう心掛けている。				
(4) 庁内グループウェアを活用し、用紙印刷削減に取り組んでいる。				
(5) 再資源が可能である紙は、リサイクルボックスに入れている。				
5 グリーン調達	件	件	件	件
(1) 物品購入前に、リユースシステムで登録状況を確認している。				
(2) 使用寿命が長く、詰め替えや交換が可能である製品を選んでいる。				
(3) 原料に再資源を利用している製品を選んでいる。				
(4) 廃棄時に再資源化が容易な製品、あるいは廃棄処分が容易な製品を選んでいる。				
(5) 不要となったもので、再利用できるものは、リユースシステムに登録している。				
6 環境に配慮した職員の形成	件	件	件	件
(1) 環境に関する講座に出席している。				
(2) 環境に関する情報はこまめに確認している。				

2 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量（平成17年度）

地球温暖化対策の推進に関する法律では、6つの温室効果ガスが削減の対象となっているが、二酸化炭素（CO₂）が99.8%を占めるため、二酸化炭素のみを掲載する。

小平市総計（CO₂排出量）

燃 料	排出係数	総 計		
		使用量	CO ₂ 排出量 kg	構成比 %
電 気 kWh	0.374	15,030,388	5,621,365	68.3
都市ガス m ³	2.28	637,820	1,454,230	17.7
LPガス kg	3.00	138,867	416,601	5.1
灯 油 m ³	2.49	149,219	371,555	4.5
ガソリン ℓ	2.32	76,256	176,914	2.2
A重油 ℓ	2.71	64,800	175,608	2.1
軽 油 ℓ	2.62	4,215	11,043	0.1
合 計	—	—	8,227,316	100.0

※排出係数は、オール東京62市区町村共同事業「温室効果ガス排出量算定手法の標準化区市共通版」（平成21年3月）による平成17年度の排出係数。

※CO₂排出量は、活動量（電気使用量等）×排出係数

※LPガスのkgの算出方法は、kg = m³ ÷ 0.502

主な施設からの排出量

施設	CO ₂ 排出量 kgCO ₂	使 用 量				
		電 気 kWh	都市ガス m ³	LPガス Kg	灯 油 ℓ	A重油 ℓ
庁舎	690,510	1,471,656	61,452			
地域センター	338,183	806,931	15,670	221		
小平元気村おがわ東	76,319	112,015	15,099			
市民文化会館	960,089	2,521,128	7,538			
保育園	317,623	415,644	39,869	23,757		
健康福祉事務センター	56,736	77,418	12,185			
福社会館	187,186	280,488		1,231		29,000
健康センター	89,445	238,148	146		18	
公共下水道管理センター	92,522	247,385				
小学校	2,133,280	3,092,300	272,154	101,596	206	18,800
中学校	610,419	1,292,235	52,474	2,446	58	
学校給食センター	385,465	202,553	13,522		112,000	
市民総合体育館	595,834	1,016,367	94,375		216	

公民館	295,123	561,432	12,180	3,769		17,000
図書館	600,837	1,343,548	14,545	149	26,000	
その他施設※	609,788	1,351,140	26,611	5,698	10,721	
合 計	8,039,359	15,030,388	637,820	138,867	149,219	64,800

※学童クラブ、ほのぼの館、さわやか館、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、リサイクルセンター、清掃事務所、建設事業所、自転車駐車場、公園、平櫛田中彫刻美術館、小平ふるさと村、鈴木遺跡資料館、花小金井武道館、グラウンド、市民プール、テニスコート、八ヶ岳山荘

3 公共施設ごみ・資源排出量（平成17年 機密文書を除く）

単位：kg

	不燃性 資源	ダンボー ル・新聞	雑誌・雑 がみ・本	燃えな いごみ	燃える ごみ	合計	資源化 率(%)
庁舎	498	498	31,273	1,869	14,454	48,592	66.4
東・西出張所	81	156	2,438	375	2,472	5,522	48.4
地域センター	352	667	495	482	5,538	7,534	20.1
保育園	936	4,341	939	3,765	48,954	58,935	10.5
健康福祉事務センター	115	634	657	177	2,490	4,073	34.5
福社会館	425	451	495	107	4,682	6,160	22.3
健康センター	136	469	808	342	2,672	4,427	31.9
小学校	20,484	24,544	19,943	17,562	150,258	232,791	27.9
中学校	933	3,796	15,536	8,116	26,859	55,240	36.7
公民館	47	185	886	420	2,177	3,715	30.1
図書館	855	1,617	2,938	1,403	8,525	15,338	35.3
その他施設 ※	4,899	547	276	6,093	32,485	44,300	12.9
合計	29,761	37,905	76,684	40,711	301,566	486,627	29.7

※ 小平元気村おがわ東、ほのぼの館、さわやか館、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、清掃事務所、公共下水道管理センター、学校給食センター、平櫛田中彫刻美術館、小平ふるさと村、鈴木遺跡資料館、花小金井武道館

4 エコドライブの推進

(1) やさしい発進を心がける

普通の発進より少し緩やかに発進する（最初の5秒で時速20kmが目安）だけで11%程度燃費が改善する。

(2) 車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努める。

車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化する。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が、燃費がよくなる。

(3) エンジンブレーキを積極的に使う

エンジンブレーキを使うと、燃料の供給が停止される（燃料カット）ので、2%程度燃費が改善される。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンブレーキで減速する。

(4) 車内を冷やしすぎないようにする

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行う。特に夏場に設定温度を下げすぎない。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化する。

(5) 無用なアイドリングをやめる

10分間のアイドリング（ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を浪費する。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際にはアイドリングを止める。

(6) エンジンがかけたらすぐ出発する。

現在販売されているガソリン乗用車は暖気不要。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分。5分間暖機すると160cc程度の燃料を浪費するので、全体の燃料消費量は増加する。

(7) 出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報を確認する

1時間のドライブで道に迷って10分余計に走行すると14%程度の燃費悪化に相当する。地図等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備する。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約となる。

(8) タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を行う。

タイヤの空気圧が適正值より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化する。

(9) 不要な荷物は積まない

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化する。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろす。

(10) 渋滞などをまねくことから、不必要な駐車はやめる。

交通の妨げとなる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排出ガスを出させる原因となる。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われている。

5 グリーン調達指針（環境に配慮した物品調達指針）

グリーン購入^④法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的として、国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めたものである。

また、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を定め、国等はすべての物品調達をこの方針により行うこととした。

市においても、法の趣旨を踏まえ、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図るの一助とするため、グリーン調達指針を定め、全庁的に環境に配慮した物品の調達を推進する。

(1) 目的

この指針は、市が環境に配慮した物品の調達（購入、賃貸借等）及び印刷物の発注を積極的に行うことで、可能な限り環境負荷の低減を図ることを目的とする。

また、市が、率先して環境に配慮した物品の調達を進めることにより、市民・事業者へ、環境配慮型製品の購入・生産を喚起し、循環型社会の構築の実現を目指す。

(2) 定義

この指針において、「環境に配慮した物品」とは、その製品の資源採取から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境負荷ができるだけ小さいものをいう。

(3) 物品調達時の配慮事項

グリーン購入基本原則^⑤に基づく下記の事項に配慮し、物品の調達を行う。

① 必要性の考慮

調達する前に必要性を十分に考える

^④ 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものとするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持つ。平成13年4月から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけられるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求められている。

^⑤ グリーン購入ネットワークが定めたもので、グリーン購入を自主的かつ積極的に進めようとするさまざまな個人や組織の役に立つよう、グリーン購入の基本的な考え方をまとめたもの。

② 製品・サービスのライフサイクルの考慮

資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

ア 「環境汚染物質等の削減」 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること

イ 「省資源・省エネルギー」 資源やエネルギーの消費が少ないこと

ウ 「天然資源の持続可能な利用」 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること

エ 「長期使用性」 長期間の使用ができること

オ 「再使用可能性」 再使用が可能であること

カ 「リサイクル可能性」 リサイクルが可能であること

キ 「再生材料等の利用」 再生材料や再使用部品を用いていること

ク 「処理・処分の容易性」 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと

③ 事業者の取組の考慮

環境付加の低減に努める事業者からの製品やサービスを優先して購入する

(4) 環境に配慮した物品の選択

物品調達時には、グリーン購入法特定調達物品情報提供システム^⑯やグリーン購入ネットワーク^⑰の「エコ商品ねっと^⑱」より、環境配慮型製品の情報等を収集し、物品調達の参考とする。

グリーン購入法特定調達物品情報提供システム等に掲載のないものについては、上記(3)の配慮事項に基づき物品等を選択する。

(5) 印刷・情報用紙

印刷用紙及び情報用紙の購入にあたってはグリーン購入ネットワークで制定しているグリーン購入ガイドライン^⑲により、商品の選定を行う。

(6) 物品の使用

調達した物品の適切な使用、管理に努め、使用に伴う環境負荷をできるだけ少なくするよう配慮する。

^⑯ 国等が物品購入の際にグリーン購入法における特定調達物品の情報を提供するもので、登録されている物品は、グリーン購入法の基本方針の基準に沿うと製造事業者等が判断して自己登録するもの。

^⑰ グリーン購入ネットワークは、グリーン購入の取り組みを促進するために1996年2月に設立された企業・行政・消費者の緩やかなネットワークで、全国の多種多様な企業や団体が同じ購入者の立場で参加している。ネットワークでは幅広くグリーン購入の普及啓発を行うとともに、優れた取り組み事例の表彰・紹介、購入ガイドラインの策定、環境に配慮した「エコ商品ねっと」等の商品情報をまとめたデータベースづくり、国内外における調査研究活動、地域ネットワークの立ち上げなどを通じて、消費者・企業・行政におけるグリーン購入を促進している。

^⑱ グリーン購入法等に対応した商品の環境情報をまとめたインターネットで公開されている総合検索サイト。

^⑲ 商品を購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点を製品ごとに示したもの。

(7) 物品の廃棄

廃棄にあたってはリユースの検討や、リサイクル及び処分しやすいよう分別し、適切な廃棄に努める。

6 検討委員会経過

	日 時	会 議 の 概 要
第1回	平成21年 4月15日	計画の検討内容について 検討部会の設置・活動について
第2回	平成21年 5月 7日	中間のまとめについて
第3回	平成22年 2月10日	計画の策定について

7 検討部会経過

	日 時	会 議 の 概 要
第1回	平成21年 4月21日	役員を選出（部会長：島田、副部会長：柚木） エコダイラ・オフィス計画の概要 新計画策定の工程表
第2回	平成21年 5月26日	エコダイラ・オフィス計画に対する部会員意見の報告 施設別実施状況報告・検討
第3回	平成21年 6月26日	中間のまとめについて 二酸化炭素排出量削減目標設定について
第4回	平成21年 8月20日	太陽光発電システムを導入した場合の二酸化炭素排出 量削減目標について
第5回	平成21年11月13日	二酸化炭素排出量削減目標の確定について 用紙購入量及び水使用量削減目標について
第6回	平成22年 1月26日	計画の策定について

8 検討委員会・検討部会名簿

検討委員会

	役 職	氏 名	所 属	備 考
1	委員長	中澤 史充	総務部総務課長	
2	副委員長	大沼 卓郎	環境部環境保全課長	
3	委員	諸井 康次	議会事務局次長	
4	委員	有川 知樹	企画政策部政策課長	
5	委員	教山 裕一郎	財務部財政課長	
6	委員	小堀 明	市民生活部市民課長	
7	委員	鳥越 恵子	次世代育成部児童課長	
8	委員	橋田 秀和	健康福祉部高齢者福祉課長	
9	委員	西稔 典昭	環境部ごみ減量対策課長	
10	委員	清水 幸世	都市開発部まちづくり課長	
11	委員	加藤 一仁	都市建設部まちづくり課長	
12	委員	加藤 茂	会計課長	

13	委員	阿部 和生	教育部教育庶務課長	
----	----	-------	-----------	--

検討部会

	役職	氏名	所属	備考
1	部会長	島田 義之	環境部環境保全課	
2	副部会長	柚木 国雄	教育部教育庶務課	
3	部会員	植野 稔	市民生活部地域文化課	
4	部会員	朝比奈 克行	次世代育成部児童課	
5	部会員	塩田 容弘	次世代育成部保育課	
6	部会員	白戸 達	健康福祉部高齢者福祉課	
7	部会員	宇野 智則	健康福祉部健康課	
8	部会員	細谷 毅	環境部ごみ減量対策課	
9	部会員	並木 厚	環境部下水道課	
10	部会員	手嶋 三夫	都市建設部みちづくり課	
11	部会員	柳瀬 一之	会計課	
12	部会員	浅見 敏夫	教育部学務課	
13	部会員	市川 清	教育部学務課	
14	部会員	大平 真一	教育部生涯学習推進課	
15	部会員	大野 一夫	教育部体育課	
16	部会員	片野 正次	教育部中央公民館	
17	部会員	松原 悦子	教育部中央図書館	
	事務局	後藤 仁	総務部総務課	
		小山 有司		
		西本 和幸		平成21年6月30日まで
		小嶋 崇史		平成21年7月 1日から

第二次エコダイラ・オフィス計画

平成22年3月

編集・発行 小平市総務部総務課

〒187-8701

東京都小平市小川町2丁目1333番地

電話番号 042-346-9511

FAX 042-346-9513

電子メール somu@city.kodaira.lg.jp

¥140円